



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B64巻ーレンタカー及びカーリース**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B64 巻－レンタカー及びカーリース

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]  
付録 B 産業別開示要求  
B64 巻－レンタカー及びカーリース

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## レンタカー及びカーリース

### 産業に関する記述

この産業に属する企業は、乗用車を顧客にレンタル又はリースする。レンタカーは典型的に1か月よりも短い期間で行われるのに対し、カーリースは1年以上の期間で行われる。この産業には、レンタルが時間単位で測定され、典型的にサブスクリプション手数料を含む、カーシェアのビジネスモデルも含まれる。自動車レンタル企業は、ビジネス及びレジャー目的の旅客を対象とする空港の拠点と、ほとんどが修理工場と週末のレンタルを提供する住宅地の拠点で営業を展開する。この産業は集中度が高く、複数の支配的なプレーヤーがフランチャイズモデルを用いてグローバルに事業を展開している。主要な大都市圏において公共交通機関及びライドシェアリング・サービスが成長していることは、顧客が車両を借りるよりも、送迎を依頼したり公共交通機関を利用したりすることを選択する場合には、「レンタカー及びカーリース」産業の長期の収益性に対する脅威となる可能性がある。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1.サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
フリート 燃費及び 使用	レンタル日数で加重平均されたレンタルフリートの燃費 (地域別)	定量	mpg、 L/km、 gCO <sub>2</sub> /km、 km/L	TR-CR- 410a.1
	フリートの使用率	定量	比率	TR-CR- 410a.2



表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
平均車両年齢	定量	月	TR-CR-000.A
総レンタル可能日数 <sup>116</sup>	定量	日	TR-CR-000.B
レンタル車両の平均フリート数 <sup>117</sup>	定量	数	TR-CR-000.C

<sup>116</sup> TR-CR-000.B に関する注記 - レンタル可能日数の合計は、報告期間中、車両がレンタル可能な状態にある 24 時間（又はその一部）単位の日数である。

<sup>117</sup> TR-CR-000.C に関する注記 - レンタル車両の平均フリート数は、報告期間中の各月におけるレンタル可能な最大車両数の単純平均である。

## フリート燃費及び使用

### トピックサマリー

レンタカー及びカーリース企業は、低燃費車及び代替燃料車を提供することにより、財務的な利益を獲得しながら、環境面でのサステナビリティを高めることができる。より効率的な車両に対する消費者需要は、環境上のスチュワードシップ及び燃料効率に関連する営業コストの低下の両方に動機付けられて高まっている。この産業の企業は、低燃費及び低排出のフリートを提供するだけでなく、カーシェアリング・サービスを提供することで、車両ニーズの変化に対応している。都市部では、カーシェアリングは車の所有に代わる魅力的な代替手段であり、車の個人所有に伴う渋滞や環境上の影響（impacts）を軽減することができる。カーシェアリングを通じてフリートの利用率を最大化することで、企業はビジネスの効率性を高めることができる。

### 指標

#### TR-CR-410a.1. レンタル日数で加重平均されたレンタルフリートの燃費（地域別）

- 1 企業は、報告期間における各車種のレンタル日数で加重した、自社の保有レンタル用乗用車の平均燃費を地理上の地域別に開示しなければならない。
  - 1.1 平均燃費は、車両の燃料効率のレンタル日数加重調和平均として計算しなければならない。
    - 1.1.1 調和平均は、逆数の平均についての逆数として計算する。
    - 1.1.2 レンタル日数による加重は、各車種が占める総レンタル日数の割合の要素を計算に組み込むことで行う。
- 2 企業は、自社のレンタル用乗用車の平均燃費を地理上の地域別に開示しなければならない。
  - 2.1 地理上の地域は、企業がセグメント別の財務報告を行う地域であり、フリート燃費、燃料消費、又は排出基準の対象となる地域と定義する。
- 3 開示は、地理上の地域ごとに異なる単位で提供する場合がある。これには以下を含むが、これらに限定されない。
  - 3.1 欧州連合内で販売した(1)乗用車及び(2)軽商用車については、キロメートル当たりの二酸化炭素のグラム数（gCO<sub>2</sub>/km）
  - 3.2 日本国内で販売した乗用車については、キロメートル当たりのガソリンのリットル数（L/km）
  - 3.3 米国内で販売した(1)国産乗用車、(2)輸入乗用車、及び(3)軽トラックであり、企業平均燃費（CAFE）基準の対象となるものについては、ガロン当たりのマイル数（mpg）（これらの車両のカテゴリーは、米国 49 CFR Part 523 で定義されている。）
  - 3.4 ニュージーランドで販売した乗用車については、リットル当たりのキロメートル数（km/L）
- 4 開示の範囲には、フリート燃費、燃料消費又は排出についての国の乗用車基準の対象となる車両すべてを含めなければならない。

- 5 企業は、以下のような他の車両セグメントについて、フリート燃費を開示する場合がある。
  - 5.1 日本の貨物車両
  - 5.2 米国の大型車両
  - 5.3 EU の軽商用車

**TR-CR-410a.2. フリートの使用率**

- 1 企業は、自社のフリート使用率を開示しなければならない。
  - 1.1 使用率は、レンタル日数の合計をレンタル可能日数の合計で除して計算しなければならない。
    - 1.1.1 レンタル日数は、車両がレンタルされた 24 時間（又はその一部）の日数と定義する。
    - 1.1.2 レンタル可能日数は、報告期間中に車両がレンタル可能な状態にある 24 時間（又はその一部）の日数と定義する。車両が点検、清掃、整備を受けていた時間及びリコールの対象となっていた時間は、そこから除外しなければならない。
- 2 開示の範囲には、空港拠点及び空港外の拠点を含む企業のレンタル拠点の車両及びカーシェアリング用フリートのすべてを含む。